

大阪大学医学部附属病院長候補者選考規程第3条に基づき、医学部附属病院長に求められる資質及び能力に関する基準を、次のとおり策定しました。

- (1) 医療法第10条に規定された病院の管理者として要件を満たす医師であること。
- (2) 大学附属病院の管理運営に必要な資質・能力を有すること。
- (3) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有すること。
- (4) 大阪大学医学部附属病院の理念・基本方針を理解し、その実現に向けた強い意思とリーダーシップを有すること。

**【大阪大学医学部附属病院の理念・基本方針】**

(理念)

- ・大阪大学医学部附属病院は、良質な医療を提供すると共に、医療人の育成と医療の発展に貢献する。

(基本方針)

- ・患者本位の安心・安全な全人的医療の提供
- ・高度な医療の実践と未来医療の開発
- ・社会・地域医療への貢献
- ・豊かな人間性を持った優れた医療人の育成